

従 業 者 割 明 細 表

					義務者番号				
					氏名又は名称				
事業所等の名称	決算期末 における 従業者数 (人)	給与総額 (円)	非課税内訳	非課税 従業者数 (人)	非課税従業者 給与総額 (円)	課税標準の 特例内訳	課税標準の特例 適用対象給与総額 (円)	控除 割合	控除従業者 給与総額 (円)
所在地及びビル名									
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			※障害者・65歳以上の従業者			※雇用改善助成対象者		$\frac{1}{2}$	
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			※障害者・65歳以上の従業者			※雇用改善助成対象者		$\frac{1}{2}$	
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			法701条の34 第 項第 号該当			法701条の41 第 項第 号該当		—	
			※障害者・65歳以上の従業者			※雇用改善助成対象者		$\frac{1}{2}$	
合 計									

※「障害者・65歳以上の従業者」及び「雇用改善助成対象者」の詳細は裏面に記載

「障害者・65歳以上の従業者」の非課税及び「雇用改善助成対象者」の特例について

(地方税法701条の31第1項 第5号、改正法附則第9条)

1. 「障害者・65歳以上の従業者」の非課税における「65歳」は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行にあわせ、以下のとおり読み替えます。

(1) 平成18年4月1日以降開始する法人の事業年度又は個人の年分 「62歳」

(2) 平成19年4月1日以降開始する法人の事業年度又は個人の年分 「63歳」

(3) 平成22年4月1日以降開始する法人の事業年度又は個人の年分 「64歳」

(4) 平成25年4月1日以降開始する法人の事業年度又は個人の年分 「65歳」

2. 「雇用改善助成対象者」の特例措置についても、55歳以上60歳未満の者としている対象年齢要件について、その上限を60歳未満から、上記非課税措置の見直しにあわせ段階的に65歳未満に引き上げます。